◆Tatebayashi Public House 利用規約◆

本規約は、合同会社三手家守舎（以下、「運営者」といいます。）が管理・運営する施設「Tatebayashi Public House」（以下、「施設」といいます。）の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解の上、遵守をお願いします。

１．運営主旨

館林市の市街地に本施設を設けることで、人が集い、出会いを提供する街の魅力を継続的に維持する為に、本施設を活発的に利用し遊休不動産活用のモデルケースとする。

２．利用者の定義

本施設を利用できる者は、運営者との間で「利用申込書」を記入した利用者及びその使用人とします。ただし、使用人につきましては、事前に運営者へ書面での届け出を行い、その了承を得ている者とします。また、利用者と取引関係等のある来訪者については事業目的についてのみ本施設の一時的な利用ができる事とします。

３．利用目的

法人・個人事業主に対して一定期間継続的に活動を行うためのスペースを提供し、事業活動の継続、発展、自立を支援する施設です。

また、本施設は時間帯及びエリアを区切って他の利用者と共有利用する事を前提とした施設です。

利用者は本施設の運営主旨を理解し、他の利用者との協調・協力のもと施設の安全な維持 管理に努めてください。

４．本施設への入退室

利用者は、所定の位置にある鍵を利用し、解錠して本施設をご利用ください。退出の際は、必ず自身責任で施錠して退出してください。

５．本施設の所在地、利用可能時間、利用料、及び管理運営委託団体

（所在地）群馬県館林市仲町１－10

（利用料）

平日１日利用（光熱費込み）　　8,000 円（税込）

土日１日利用（光熱費込み）　　9,000 円（税込）

※利用料については、前月末までに翌月分を下記口座へ入金してください。

（振込手数料は利用者負担とします）

東和銀行館林駅前支店　普通　3047415

同）三手家守舎　代表社員　中村　喬

（利用可能時間）　３６５日　9 時～22 時　※左記以外の時間帯は要相談

（管理・運営者団体）　合同会社　三手家守舎

６．施設・設備について利用者は、次の事項を遵守してください。

① 敷地内及び建物内は禁煙です。

② 光熱費は利用者負担です。必要以外の時間は空調の電源を切り、消灯の確認励行してください。

③ 各自の荷物等運営者により指定されたスペースを使用してください。

④ 特に共有スペースは整理整頓し、衛生的な環境の確保に努めてください。

⑤ 郵便物、宅配便等の対応については各自で行ってください。

７．電話回線等

施設への電話・インターネット等の引込み利用する場合は運営者との協議が必要です。

８．清掃、ごみの処理について

清掃、ごみの処理は各自で行ってください。

９．利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利を第三者に譲渡・転貸、当該権利に担保を設定する等一切の処分行為をすることはできません。

利用者は、運営者の文書による承諾を得ずに本施設を賃貸、使用貸借、その他 理由のいかんを問わず第三者に利用させることはできません。

１０．利用者の責務

利用者は、次の事項を遵守してください。

① 利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって本施設及び什器備品を利用してください。

② 利用者は、運営者の定める利用規約、関係法令の定める事項を自ら遵守するとともに、利用者の使用人、来訪者等に対しても遵守させてください。

③ 利用者は、運営者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する秩序維持に努めてください。また盗難・事故防止等を行ってください。

④ 不測の災害や事故等に備え、本施設のご利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、利用者の使用人、来訪者等に対して事前に説明しておいてください。

⑤ 利用者は、自己の責任と負担において必要な損害賠償保険、傷害保険などに加入してください。

⑥ 利用者は、利用規約に定める本施設の管理運営上危険な行為、その他本施設の他の利用者等に迷惑を与える行為は行わないでください。

⑦ インターネットをご利用される場合、パソコン等の不具合、データの消去・漏えい等に対するセキュリティ対策を利用者の責任により行ってください。

⑧ その他本施設のご利用に関しては、運営者の指示に従ってください。

⑨ 利用者は、施設での法人登記できません。

⑩ 施設の利用にあたっては、ふさわしい身なりやマナーを心がけてください。

⑪ 相隣を含め周囲の住人の方々の迷惑となる行為は利用者及び来訪者についても禁止とします。深夜早朝は特に周囲に配慮し、苦情等の対応は利用者にて対処してください。

１１．利用の制限

次の各号に該当する場合は、ご利用をお断りいたします。

① 本施設の設置目的を逸脱または本施設の品位を損なうおそれがあると認められるとき。

② 運営者に対する提出書類等に虚偽の記載があるとき。
③ 本施設にかかる法令の規定に反するとき。
④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に該当する営業をするとき。
⑤ 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
⑥ 集団的にまたは常習的に暴力等不法行為を行うおそれがある組織の利用、またはその組織との関係を有すると認められるとき。(反社会的勢力に該当するとき。)
⑦ 特定商取引法の連鎖販売取引に該当する行為を行うとき。
⑧ 本施設の他の利用者等に不都合または支障が生じるおそれがあると認められるとき。
⑨ 本施設または設備・備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
⑩ 本施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
⑪ 法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失ったとき。
⑫ 盲導犬以外のペット、灯油火薬等の危険物、その他騒音や臭気等のおそれのある物品の施設への持ち込みは一切禁止します。
⑬ その他、運営者が不適当であると認めたとき。

１２．利用の中止
次の各号に該当する場合には、本施設の利用中であっても、利用の中止等をさせていただくことがあります。その結果、利用者に損害が生じる場合があっても、運営者は一切の責任を負いません。
① 前記「１０．利用者の責務」の各号のいずれかに違反すると認められたとき。
② 前記「１１．利用の制限」の各号のいずれかに該当すると認められたとき。
③ 本施設の利用に際し、法令に定める関係官公庁への届出を怠り、その指示に従わない とき。
④ 天災地変その他の不可抗力によって本施設の利用ができなくなったとき。
⑤ 本施設の管理・運営上、利用ができないやむを得ない事由が生じたとき。
⑥ 利用規約に反する行為があったとき。
⑦ その他本規約に定める事項に違反したとき。

１３．物品の搬出入上の注意
利用者が本施設に大掛かりな物品を搬出入する場合は、運営者と事前に内容を相談のうえ、その指示に従って実施してください。物品の搬出入時等の利用施設、備品および付帯設備等を汚損・破損するおそれのある場合は、運営者の指示に従い利用者の責任と費用負担で必ず床面・壁面を養生してください。

１４．立ち入り
運営者または運営者の指定する者は、利用者が本施設を利用中であっても本施設に立ち入り、本施設を点検し、必要であれば適正な処置を講じることができます。

１５．損害賠償
利用者が本施設およびその設備・備品を毀損、汚損、紛失等を行い、本施設もしくは本施設の他の利用者等に損害を与えた場合、また管理運営等に支障をきたす事態を発生させた場合、ただちに運営者に連絡してください。この場合、利用者は運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。
その他、運営者の定める利用規約および施設利用に関する運営者との協議事項に違反した結果、運営者または本施設の他の利用者等に損害を与えた場合、運営者および相手方の被った損害を賠償しなければなりません。

１６．免責

① 前記「１２．利用の中止」に定める事由により、利用の中止をした場合、利用者がこれにより損害を受けても運営者はその損害を賠償する責任を負いません。

② 不測の事故、天災地変および官公署の命令・指導などにより、本施設の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責任を負いません。

③ 運営者は、運営者の故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による利用者の損害については、その責任を負いません。

④ 本施設の機材・設備等の故障等により利用者の所期の目的が達成されない場合でも運営者は損失補償をいたしません。

⑤ インターネットを利用してパソコン等に不具合や、データの消去・漏えい等の事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても運営者はその損害を賠償する責任を負いません。

１７．駐車場について

来訪者の駐車場の確保、イベント利用時等、運営者と協議を行い、周辺の交通や近隣の住民に迷惑のかからない配慮を行ってください。

１８．関係官公庁等への届出

本施設の利用に際して必要な法令に定められた関係官公庁への届出および許可申請等や関係機関への届出等は、利用者の責任と負担で行ってください。

１９．利用規約の変更

当利用規約は運営者の判断をもって、随時内容を改正していきます。改正後の利用規約につきましては運営者から利用者に対して通知いたします。

２０．準拠法等

当利用規約については日本国法を準拠法とし、本施設の利用に関する訴訟等については前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

２１．施設運営について

運営者は、施設の運営のために次の各号のとおり情報等を運用いたします。

① 施設の運営に必要な利用者の個人情報を含めた情報は、合同会社三手家守舎に提供されます。

② 施設の宣伝や事業周知等のために撮影された利用者の画像等の使用権利は全て運営者に帰属します。

２２．運営者

群馬県館林市仲町 1-10
合同会社　三手家守舎

2020 年 8 月 31 日施行
2026 年 7 月 1 日改訂